11月(いい)30日(みらい)は「年金の日」!!

【令和8年度版 国民年金制度パンフレット】

未来のかけはし 国民年金



確認しましょう あなたはどの加入者(被保険者)?

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は全員国民年金に加入し保険料を納めることになっています。加入のしかたは、職業などによって３種類にわかれており、それぞれの加入の手続きや保険料の納め方が異なります。どのグループに該当するか確認し忘れずに加入手続きをしましょう!

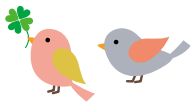
① 第１号被保険者	② 第2号被保険者	③ 第3号被保険者
自営業者とその配偶者、学生、アルバイトや無職で20歳以上60歳未満の人 	厚生年金や共済組合に加入している会社員・公務員などで20歳以上65歳未満の人 	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人 
届出先は 市役所国保年金課へ	届出先は 勤務先へ	届出先は 配偶者の勤務先へ
日本年金機構から送付された納付書で、金融機関等で納付します。 ※納付に関するお問い合わせは年金事務所へ	厚生年金等の保険料を納めていますので、新たに国民年金保険料を納める必要はありません。加入している厚生年金等が必要な額を拠出金としてまとめて拠出します。	第3号被保険者に該当すると、配偶者の加入している年金制度がまとめて拠出します。配偶者の保険料から第3号被保険者の保険料が天引きされているわけではありません。

希望すれば任意加入できる人

口座振替による納付が必要です。

- **日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方で**
 - ①老齢基礎年金を受けるために必要な受給資格期間(原則10年)が足りない人
 - ②受給資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
- **海外に住んでいる日本人で20歳以上65歳未満の人**
- **昭和50年4月1日以前生まれで受給資格期間が不足している人は70歳まで加入できる特例があります。**
 (※老齢基礎年金の受給資格期間を満たす人は65歳以上の任意加入はできません。)

「ねんきん加入者ダイヤル」 年金の加入に関する一般的なお問い合わせ



国民年金加入者向け	TEL.0570-003-004(ナビダイヤル) 050で始まる電話でおかけになる場合は 東京 TEL.03-6630-2525(一般電話)
事業所・厚生年金加入者向け	TEL.0570-007-123(ナビダイヤル) 050で始まる電話でおかけになる場合は 東京 TEL.03-6837-2913(一般電話)

受付時間:月曜日～金曜日:午前8:30～午後7:00 **第2土曜日**:午前9:30～午後4:00
※祝日(第２土曜日を除く)、12月29日～１月3日はご利用いただけません。

国民年金保険料の産前産後期間及び育児期間の免除制度をご存じですか

産前産後期間

◆免除される期間
出産予定月又は出産月の前月から４か月間。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月又は出産月の３か月前から６か月間。
※出産とは、妊娠85日(４か月)以上の出産をいいます。(死産、流産、早産を含みます。)

◆対象となる方
国保年金第１号被保険者で出産日が平成 31 年２月１日以降の方。

育児期間

◆免除される期間
出産月からお子さま（実子、養子）が１歳になる誕生日の前月まで。

◆対象となる方
出産から１年以内のお子さまを育てている国民年金第１号被保険者（父母、養父母）

◆**届出方法及び届出先** 住民登録をしている市役所、町村役場の国民年金担当窓口、もしくは最寄りの年金事務所。

こんな年金が受けられます

老後の安心　老齢基礎年金（ろうれいきそねんきん）



満額で 年金額（令和8年度） **847,300円**

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は年金額844,900円

※この金額は20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合です。保険料の免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されることになります。

老齢基礎年金を受給するためには

次の❶～❺の合計が原則として**10年以上**あることが必要です。

❶国民年金の保険料を納めた期間
❷保険料免除期間や学生納付特例期間・納付猶予期間
❸厚生年金・共済組合の期間
❹第3号被保険者の期間
❺任意加入できる方が、任意加入しなかった期間（カラ期間※）など
（※詳しくはお問い合わせください。）

ライフプランに応じて繰上げ支給・繰下げ支給

老齢基礎年金の受給開始は原則として65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に減額された繰上げ支給を、また66歳以降に増額された繰下げ支給の老齢基礎年金を受けることもできます。いったん受け始めると、支給率は一生変わりません。

	請求時の年齢	昭和37年4月1日以前生まれの方	昭和37年4月2日以降生まれの方
繰上げ支給	60歳	70%	76%
	61歳	76%	80.8%
	62歳	82%	85.6%
	63歳	88%	90.4%
	64歳	94%	95.2%
	65歳	100%	

		昭和27年4月1日以前生まれの方	昭和27年4月2日以降生まれの方
繰下げ支給	66歳	108.4%	
	67歳	116.8%	
	68歳	125.2%	
	69歳	133.6%	
	70歳	142%	
	71歳		150.4%
	72歳		158.8%
	73歳		167.2%
	74歳		175.6%
	75歳		184%

年金の請求忘れはありませんか?

※自分は老齢年金はもらえないと思われている方でも、カラ期間や基礎年金番号以外に番号をもっていて未統合になっている場合等があれば、受給資格を満たす場合もありますので、一度、年金事務所へご相談ください。
年金をもらうには、必ず請求手続きを行う必要がありますので、今一度、お忘れがないかご確認ください。

障がいが残ったときの 障害基礎年金（しょうがいきそねんきん）



国民年金の加入中（もしくは加入をやめた後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいること）や20歳前に初診日のある病気やけがで、**政令で定められた1級・2級の障がいの状態**になった人が受けられる年金です。
◎**子の人数に応じて加算があります。**

年金額（令和8年度）
1,059,125円(1級)、847,300円(2級)

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は
年金額　1,056,125円(1級)、844,900円(2級)

万一のとき家族を支える 遺族基礎年金（いぞくきそねんきん）



国民年金の加入者や老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた**子のある配偶者、または子**が受けられる年金です。
◎**子の人数に応じて加算があります。**

年金額（令和8年度）
1,091,100円(子が1人いる配偶者の場合)

※昭和31年4月1日以前に生まれた方は
年金額　1,088,700円(子が1人いる配偶者の場合)

※「子」とは、18歳になって最初の年度末までの子、または20歳未満で障がいのある子のことです。

第1号被保険者の独自給付

自営業の人など(第1号被保険者)に対する国民年金独自の給付として、次の３つの種類があります。

付加年金

定額の保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の年金額に付加年金が加算されます。より多くの年金を受けたい人におすすめします。

※免除等を承認されている方や国民年金基金に加入されている方は加入できません。

老齢基礎年金に付加保険料納付月数×200円の金額が毎年上乗せされます。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

※死亡一時金と寡婦年金の両方受けられる時は選択となります。

支給額は保険料納付期間によって違います。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫（婚姻関係10年以上）が年金（障害基礎年金や老齢基礎年金を含む）を受けないで死亡したとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

支給額は夫が受けることとなっていた老齢基礎年金の額の4分の３です。

おすすめします 口座振替もしくはクレジットカード納付 国民年金保険料

月額17,920円（令和8年度）
月額18,290円（令和9年度）

【納付窓口】
○全国の銀行・信用金庫・信用組合
○労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合
○コンビニエンスストア（一部取り扱っていないところもあります）

口座振替もしくはクレジットカードによる立替納付を利用すると、手間がかからず納め忘れを防止することができ、便利で確実です。

お申し込みは

◎口座振替
お申込み用紙は金融機関・年金事務所・市町村に備え付けてありますので、
①預・貯金通帳　②通帳印　③基礎年金番号のわかるもの
をお持ちのうえ、「口座振替納付(変更)申出書」に必要事項を記入してお申し込みください。

◎クレジットカードによる立替納付
お申込み用紙は年金事務所に備え付けてありますので、
①クレジットカード　②基礎年金番号のわかるもの
をお持ちのうえ、「クレジットカード納付(変更)申出書」に必要事項を記入してお申し込みください。
本人以外のクレジットカードによる納付も可能ですが、その際は「クレジットカード納付に関する同意書」の提出も必要となります。詳しくは年金事務所までお問い合わせください。

【令和8年度の割引額】
割引額は口座振替とクレジットカード・現金納付で異なります。令和8年度の割引額は以下のとおりです。

	口座振替	クレジットカード・現金納付
2年前納	17,370円	16,010円
1年前納	4,510円	3,820円
半年前納	1,220円	870円
早割	60円	取扱いなし
毎月納付	0円	0円

保険料を納めるのが困難なときは…

◎免除・納付猶予・学生納付特例は、未納のままよりも有利！
免除、納付猶予、学生納付特例の承認期間は、老後や万一のときの年金を受給するための資格期間に含まれます。
なお、免除期間は減額になりますが、免除の種類（全部・一部）に応じて一部納付額や国庫負担に見合う割合で年金額に反映されます。（※納付猶予制度・学生納付特例制度の承認期間は資格期間に含まれますが、年金額の計算には反映されません。）
なお、マイナポータルから電子申請も可能ですので検討ください。

1.「国民年金保険料免除・納付猶予申請」の手続きを

免除申請	本人と配偶者及び世帯主の前年所得が**一定額以下**の場合、申請手続きをすることにより、その期間の保険料の全額または一部（3／4・半額・1／4）が免除されます。なお、一部納付(一部免除)については、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効(未納と同じ)になります。
納付猶予申請	50歳未満の方は世帯主の所得が高くても、本人と配偶者の前年の所得が**一定額以下**の場合、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予されます。

※失業した場合や、災害等の影響により、収入が減り納付困難となった場合は、添付書類の提出により、免除に該当する可能性が高くなりますので、その際はねんきん加入者ダイヤル又は年金事務所にお問い合わせください。

2. 学生の方は「学生納付特例申請」の手続きを

学生本人の前年所得が**一定額以下**であれば、申請手続きをすることにより、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

※学生証（コピー可）又は在学証明書が必要です。
※学生の方は、一般の免除申請や納付猶予申請ではなく、学生納付特例の申請が優先されます。
※ 申請対象期間は2年1ヶ月前の月～令和9年3月になります。
（新年度分は4月より受付可）

◎免除・猶予・学特の承認を受けるためには、原則として毎年申請が必要です。
※免除・納付猶予・学生納付特例の申請結果については、後日、日本年金機構より通知されます。



◎追納・・・年金事務所で追納の申出を！
追納とは、免除（全部・一部）・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を**10年以内に古い期間から順に**納めることができる制度です。追納した期間は、通常に納付した場合と同様に老齢基礎年金の額の計算がされます。
３年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に加算金がつきますのでお早めの追納をおすすめします。

日本年金機構では、収納業務を外部委託しています!

会津若松市を担当している委託業者は令和５年５月からは㈱アイヴィジット・NTT 印刷共同企業体です。
委託業者は、保険料が未納となっている方に対して、電話や文書による納付督励や免除申請の勧奨を行っています。

現金を詐取する不審な電話や訪問者にご注意ください!!

日本年金機構から委託を受けた民間事業者は、手数料と称して現金をお預かりしたり、指定口座に保険料振り込みを依頼することはありません。また、戸別訪問による現金領収も行っておりませんのでご注意ください。

こんなときは届け出を

加入中に被保険者の種別が変更になったり、受給中に変更が生じたりした場合などは届け出が必要です。
届け出の必要が生じたら14日以内に必ず届け出てください。

	こんなとき	必要なものなど	手続き先
国民年金加入者	**20歳になったとき** （厚生年金・共済組合の加入者と扶養されている配偶者を除く）	**年金手帳（令和4年4月1日以降は基礎年金番号通知書）・納付書等が自動的に送付されるため加入の手続きは必要ありません。**	市役所国保年金課 又は、 会津若松年金事務所
	退職したときや転職して自営業になったとき （扶養している配偶者がいるときは一緒に届出が必要です。）	**本人（配偶者）のマイナンバーがわかるもの、もしくは年金手帳・厚生年金資格喪失証明書（離職した日がわかる証明書）**	
	免除・納付猶予・学生納付特例の申請 （転入や退職（失業）された方は、お問い合わせください。）	**本人のマイナンバーがわかるもの、もしくは申請者の年金手帳（又は基礎年金番号通知書）** ※学生納付特例制度を希望される方は、学生証（コピー可）又は在学証明書も必要です。 ※詳しくは、お問い合わせください。	
	国民年金を受けようとするとき	※詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。	
	死亡したとき （死亡一時金、遺族基礎年金等が請求できる場合があります。）		
年金受給者	**誕生月がきたとき**	※年金受給権者現況届	会津若松年金事務所 ※共済年金受給者は、共済組合へお問い合わせください。
	氏名を変えたとき	**年金受給権者　氏名変更届**	
	年金の受け取り先を変えるとき	**年金受給権者　受取機関変更届**	
	年金証書をなくしたとき	**年金証書再交付申請書**	
	死亡したとき	**未支給年金請求書等** ※詳しくは、お問い合わせください。	

※住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）を活用することにより、生存を確認できた方から現況届が不要となりました。令和元年より、所得状況の確認が必要な障害基礎年金を受給している方のうち、所得情報の確認ができなかった方のみ、所得状況届の提出が必要となりましたので、対象の方には届出に関する必要な案内を送付します。

日本年金機構より送付される主な通知書のご案内

通知書名	送付される時期	お問い合わせ先
年金振込通知書	**毎年６月上旬頃**	ねんきんダイヤル TEL.**0570-05-1165**
公的年金等の源泉徴収票	**毎年１月下旬頃**	
公的年金等の受給者の扶養親族等申告書	**毎年９月中旬～順次発送**	
社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 ※年末調整や確定申告に添付するものです。	**毎年11月初旬頃** （※今年10月1日以降に初めて国民年金保険料を納付された方は翌年の2月上旬頃）	会津若松年金事務所

国民年金に関する相談・お問い合せは

お問い合わせご予約の際には、「基礎年金番号」がわかる年金手帳や基礎年金番号通知書、納付書などをご用意ください。

日本年金機構
Japan Pension Service

会津若松年金事務所
TEL.0242-27-5321

平日：午前8時30分～午後5時15分
毎月第2土曜日：午前9時30分～午後4時（年金受給に関する相談のみ）

◎年金受給に関する来訪相談は、まずご予約を！
【予約受付専用電話】0570-05-4890
※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6631-7521

◎年金受給に関する電話相談は、ねんきんダイヤルへ！
【ねんきんダイヤル】0570-05-1165
※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165

※年金相談は予約がお勧めです。
日本年金機構ホームページ　日本年金機構　検索

会津若松市

会津若松市役所
国保年金課窓口グループ
TEL.0242-39-1249

月～金：午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く）
◎加入者（第1号被保険者）の届け出について
◎免除申請などについて

会津若松市ホームページ　会津若松市国民年金　検索

◎この国民年金制度パンフレットは、会津若松市が会津若松年金事務所と協力・連携し令和8年11月1日に作成したものです。